



この3月に新マイナンバー法案がようやく成立する見通しとなったが、新制度の船出には、前途多難な道程が待ち構えている。制度の目標が曖昧化され、複雑な行政手続きが温存されたままだからである。このようなケースでの情報システムの構築は、ほとんどが失敗に帰している。新マイナンバー法案が成立するまでの経緯を振り返りつつ、これまでの問題点をチェックしていきたい。

### 新マイナンバー法案が成立するまでの紆余曲折

安倍政権は、2013年3月1日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。この法案は衆議院を通過し、この3月末に成立する見通しである。

この法案はもともと、民主党の菅政権のもとで、2011年6月に、「社会保障と税の一体改革案」が決定されたことに端を発する。これを引き継いだ野田政権は、2012年2月14日、税金と社会保障の個人情報をもとめた「共通番号制度法案」（マイナンバー法案）を閣議決定し、国会に提出した。

しかし、この法案は、国会の場でほとんど審議されることなく、野田首相による2012年11月の解散により、廃案になってしまった。そして、2012年12月の総選挙で勝利した自民党の安倍政権のもとで、前法案をもとにした新マイナンバー（共通番号）法案が、2013年3月に閣議決定され、国会に提出されたのである。

ここでお断りしておくが、新しい法案から「マイナンバー」という用語は消されている。ただ、それに代わる分かりやすい用語がないので、本稿では「新マイナンバー」という用語を、勝手に使用することにさせてもらう。

そもそも、この法案に対して批判の声は根強い。それは、社会保障と税の一体化の手段としてスタートしたはずなのに、政党や監督官庁の様々な都合が優先し、誰のための何のためのマイナンバーなのか曖昧にされ、国会審議の場での議論もほとんどなされることなく、立法化されようとしているからである。

時代の流れというか、新聞各社の論調は、この立法化に積極的な立場と消極的な立場とに分かれてしまっている。前者の立場を鮮明に打ち出しているのは、日経新聞、読売新聞、産経新聞の各社である。

ただ、今回、「マイナンバー法を今度こそ成立させよ」（2013年3月2日の社説）と積極的な立場の日経新聞も、1年前には『「役立つ番号制度」の原点を忘れてはいないか』（2012年2月26日の社説）と、懸念を表明していたのである。

今回のいわゆる国民総背番号制度導入の歴史は古く、高度成長時代の佐藤栄作内閣（第二次）にまで遡る。1968年（昭和43年）に「各省庁統一個人コード連絡研究会議」を設置し、国民総背番号制の導入を目指したが、失敗している。

その後、1979年（昭和54年）には、政府税制調査会の答申に納税者番号制として、国民総背番号制の導入が盛り込まれ必要性が論じられてきたが、具体的な進展はみられなかった。このような経緯を辿って、今日に到っているのである。

このため、我が国の国民総背番号制度の導入は、欧米諸国に比べて大きく遅れてしまった。各国の導入は、それぞれ事情によって導入目的や導入年度は異なっているが、参考のために、制度名称と導入年度を以下に列挙しておく。

アメリカは社会保障番号制を1936年に、イギリスは国民保険番号制を1948年に、カナダは社会保険番号制を1964年に、イタリアは税務番号制を1977年に導入している。また、最近の導入した国もある。オランダは市民サービス番号制を2006年に、ドイツは税務識別番号制を2009年に導入している。

## 不十分な個人情報保護対策がボトルネックに

今回の国民総背番号制度の導入において、国民が最も不安に感じているのが、自分の個人情報が不当な目的に流用されたり悪用されたりすることへの危惧である。実際、個人情報の流出事件は日常化し、増加の一途をたどっている。

それなのに、我が国では、この個人情報の悪用や漏洩を阻止し、被害者の不利益を最小限にとどめる法的・社会的な仕組みの確立が、遅れている。個人情報保護法は2003年5月に成立しているが、グローバル化の時代に対応できていない。

このため、今回の新マイナンバー制度の導入に際して、政府は「政府CIO」の新設と、第三者機関による「個人番号情報保護委員会」の導入を打ち出し、個人情報保護に努めている政府の姿勢を、国民にアピールしようとしている。

しかし、個人情報保護に関する我が国の第一人者である堀部政男氏（一橋大学名誉教授）が、「日本は個人データ保護が十分な国と見られていません」と指摘してい

るように、我が国は欧米諸国からも個人情報保護が不十分とみなされている。

かつて国民から個人情報保護の不備を批判されトラブッタのが、2002年8月に導入された住基ネット（住民規模台帳ネットワーク）である。このシステムは、国民総背番号制という国民監視制度の導入であり、個人情報の漏洩による国民の不利益が多いとして、国民と地方自治体からの反対運動にさらされた。

この国民の不安解消のために、今回も過剰なセキュリティ対策を余儀なくされている。その象徴が、本人確認のICカードの採用である。このICカードの導入は、マイナンバー制度の運用を煩わしいものにするといつてよい。また、スマホ／タブレットの時代の本人確認のツールとして、適切なツールではなくなっている。

これには悪しき前例がある。2004年6月よりスタートした国税庁のe-Tax（電子申告・納税システム）である。住基カード（ICカード）の利用を義務づけおり、納税者の負担を増やしただけでなく利用しづらいシステムにしてしまった。その不便さの具体的内容については、ウィキペディアの項目「e-Tax」を参照されたい。

### 新マイナンバー法を支えるシステム開発・運用はうまくいくのか

政府は、新ナンバー制度の運用開始を、3年後の2016年1月に予定しているが、その実施は大きく遅れるのではないだろうか。それだけでなく、当初の開発予算の見通しを、大幅に超えてしまうのではないかと心配している。

それは、この新システム群の中核になる部分が、「情報提供ネットワークシステム」と「マイポータル」であることから推測される。前者は、国の各省庁と地方自治体間での個人情報を連携させる基盤システムである。後者は、国民一人一人が、各行政機関で管理されている自分の個人情報に、ネット経由でアクセスするシステムである。

システム構築の試算値について、毎日新聞（2013年03月02日）は、「運用システムの整備やカード交付も含めた制度の初期費用は当初、最大5000億円程度と見込まれていたが、（中略）経費などを見直した結果、半額程度に抑制するメドがついたという。毎年度の運用コストは200億～300億円を見込む」と伝えている。

官公庁の旧態依然の複雑な仕組みを温存させたままでは、システム開発に予想外の手間暇がかかり、開発予算も大幅に超過してしまう危険性が大である。さらに、システムの運用段階で、様々な不都合やトラブルが表面化させることになるのではないだろうか。このような余計な心配をせざるを得ないのは、これまでの電子政府プロジェクトの数々の失敗である。2001年1月のe-Japan戦略をきっかけに始まったこのプロジェクト群は、総額12兆円にも上っている。

2009年11月に始まった民主党政権での事業仕訳によって、このプロジェクトの失敗は、広く国民に知られることになってしまった。今回のマイナンバー制度が、同じ轍を踏まないことを願っている。

（TadaakiNEMOTO）